

鯖江市の福祉有償運送実施基準

令和5年1月27日

鯖江市福祉有償運送運営協議会

1 運送の実施主体

鯖江市から推薦を得て、運輸局から有償運送の登録を受けた法人とする。

2 運送の対象者

鯖江市内に居住し、あらかじめ登録した会員およびその付添人とし、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法に規定する要介護者および要支援者
- (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- (3) その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者

3 会員登録

運送を利用する者は、運送の実施主体に対し、あらかじめ会員登録を受けなければならぬ。

4 運送の範囲

運送する範囲は、運送の出発地または到着地が鯖江市内にあることとする。

5 使用車両

次のいずれかに該当し、いずれも乗車定員が11人未満の車両とする。

- (1) 車椅子またはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車
- (2) 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車
- (3) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。以下「セダン車両」という。）

6 車両管理等

- (1) 車両には、車内に運送者の名称、運転者の氏名および自動車登録番号並びに利用者から收受する料金について、車内に掲示しなければならない。
- (2) 運送の実施主体は、車両の型式、自動車登録番号および初度登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を備えた車両登録簿を作成し、適切に管理しなければならない。
- (3) 運送の実施主体は、有償運送車両の整備管理体制を整えなければならない。

7 運転者

(1) 運転者は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する第二種運転免許を受けしており、かつ、その効力が停止されていない者または同法に規定する第一種運転免許を受けており、その効力が過去 2 年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者であること。

ア 国土交通大臣が認定する講習を修了していること

イ アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

(2) セダン車両を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、(1) に規定する要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、または次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

ア 社会福祉士および介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 42 条第 1 項の介護福祉士の登録を受けていること

イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること

ウ イに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

8 損害賠償措置

車両には、対人 8,000 万円以上および対物 200 万円以上の任意保険または共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入しなければならない。

9 管理運営体制

運送の実施主体は、管理運営体制、指揮命令系統、事故防止についての教育および指導体制を整えなければならない。

10 運送の対価

有償運送の対価は、次のとおりとする。

運賃	乗車地から 5 キロメートルまでの範囲は 550 円とし、以後 1 キロメートルごとに 150 円を加算する。
料金	受診等で待機時間がある場合は、10 分ごとに 150 円加算する。
	迎車回送料金 110 円
	車いす利用者の乗降介助料金 片道につき 100 円